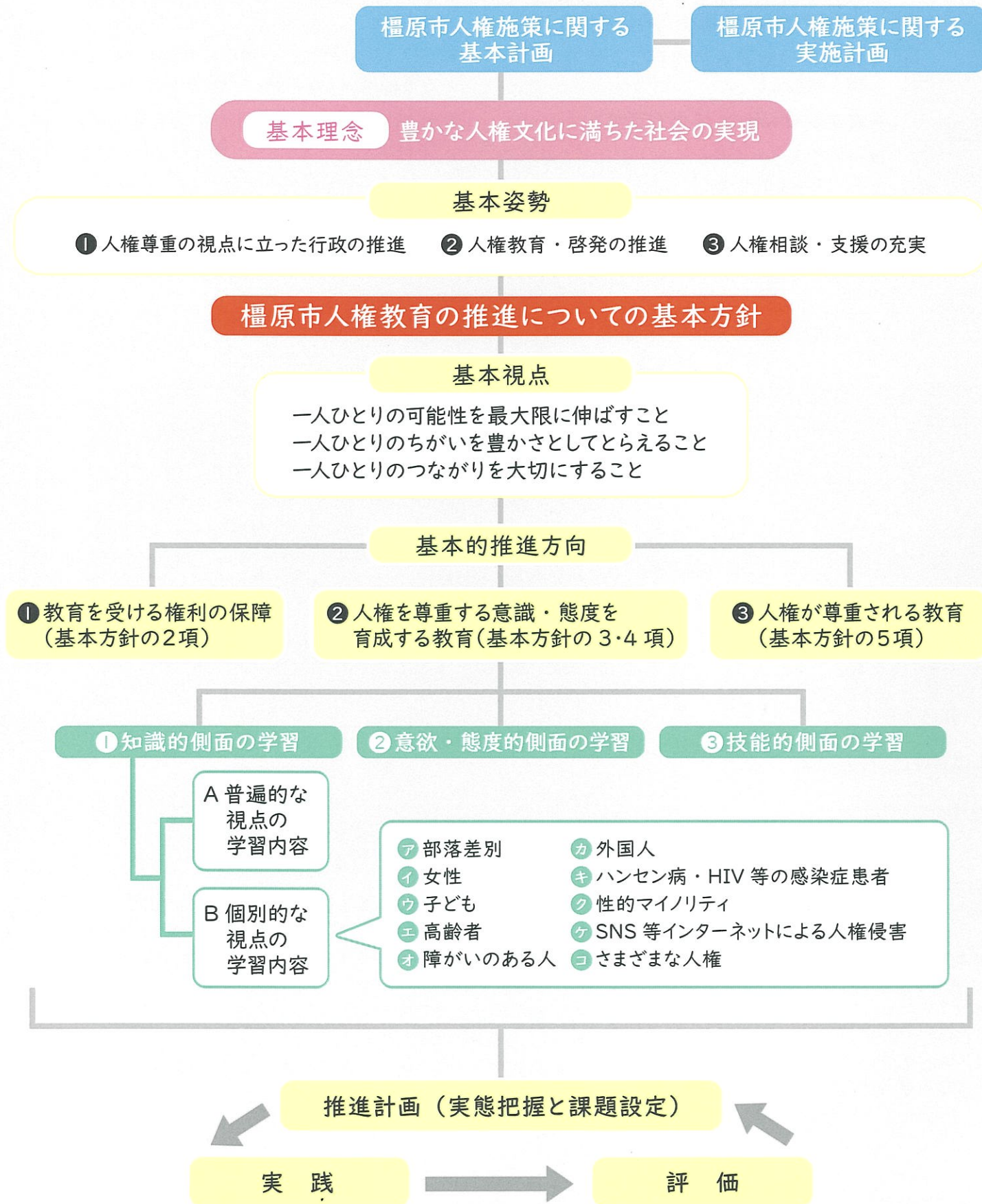


「檀原市人権教育の推進についての基本方針」の概念図



【令和3年3月 一部改訂】

檀原市教育委員会事務局 人権・地域教育課

〒634-0075 檀原市小房町11番5号（かしはら万葉ホール内）TEL 0744-29-6991

檀原市人権教育の推進についての基本方針

平成20年2月29日
檀原市教育委員会

人類は、長年にわたるたゆまぬ努力によって、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるという理念を確立し、その実現に向けて取り組んできました。日本では、人権を「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」として捉え、日本国憲法において基本的人権の享有を保障しています。

檀原市においては、これまで同和教育の真摯な実践が重ねられ、「檀原市人権擁護に関する条例」や「檀原市同和教育の推進についての基本方針」などの理念に基づき、市民の人権擁護、基本的人権尊重の精神の育成に努めてきました。また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づいて「檀原市人権施策に関する基本計画」を策定し、その具体化を図ってきました。

このような取組によって、市民の人権意識が向上するとともに、義務教育諸学校の教科書無償化をはじめとする教育諸条件の改善や教育内容の創造、人権教育推進体制の整備などの成果が見られました。しかし、部落差別、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等にかかわる人権問題が依然として存在し、さらに国際化、情報化などの社会の急激な変化の中で新たな人権の課題も起こっています。

すべての人々の人権が真に尊重される自由と平等な社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権問題を自らの課題として真摯に捉え、人権確立に向けて積極的に行動することが求められます。またその実現は、市民の不断の努力によって達成され、教育が担う役割も大きいと言えます。

そこで、同和教育をはじめ様々な取組の成果の上に立って、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、高めるための総合的な教育活動としての人権教育を推進することが必要です。

檀原市教育委員会は、国や県の示す人権教育の方向性を踏まえ、「豊かな人権文化に満ちた社会」を実現するため、学校、家庭、地域の連携を大切にしながら、以下の事項を基本として人権教育を推進します。

- 1 世界人権宣言、国際人権規約及び関連する条約、日本国憲法の精神に則り、あらゆる教育の場で積極的に人権教育を進めること。
- 2 教育の機会均等を保障し、すべての子どもの可能性を伸ばすとともに、一人ひとりが生涯にわたって自分らしく豊かに自己実現を目指すことが出来る能力を育成すること。
- 3 人権に関する知識理解を深め、自他の人権を尊重する態度をはぐくみ、人権の尊重を実現するための技能をみかく指導の充実を図ること。
- 4 様々な人々や文化と出会い、それぞれの違いや多様性を尊重し、相互理解を深める態度をはぐくむこと。
- 5 確かな人権感覚を身に付けるために、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる環境づくりを進めること。
- 6 国や県の示す人権教育資料等を活用し、計画的・組織的に取り組むとともに、関係機関・団体と連携協力して人権教育を進めること。

学校………「学校」という表現には、幼稚園・保育所を含みます。
自己実現………自己の素質や能力などを発展させて、より完全な自己を実現していくことです。